

No	意見等の要旨	区の考え方
1 障害者計画・障害福祉計画全般		
1	<p>高次脳機能障害者や、若年性認知症、発達障害者に対する、支援策について、課題や施策の方向性の記述を盛り込んでください。</p>	<p>ご意見を計画に反映します。 今回、障害者計画等を策定するに当たり、そのニーズを把握するため、「障害者生活実態調査」の中で、初めて「発達障害の方」、「高次脳機能障害の方」へのアンケート調査を個別に実施しました。その中では多種多様なご要望をいただいています。計画上、高次脳機能障害、発達障害のある方について、個別施策(1)相談支援の充実の中で、また(13)日中活動の充実の個別施策について日中活動の場の確保に向けた内容を記載します。 なお、若年認知症の方については介護保険制度との調整を図り支援を行います。</p>
2	<p>素案では高次脳機能障害者への言及が非常に少ない。 高次脳機能障害や若年性認知症等に対する国の法律の整備が急がれているが、新宿区として障害者計画の中にきちんと位置づけ、これらの人々のニーズを把握しながら政策を独自に立案計画すべき。</p>	<p>ご意見として伺います。 「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」については「障害者総合福祉法(仮称)」の「用語の説明」の中で触れていきます。</p>
2 第1部 総論 計画の策定にあたって		
3	<p>障害者自立支援法に代わる新たなサービス提供体制についての説明の中で「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」(以下、「骨格提言」という)についての記述をきちんと書き込んで欲しい。また、骨格提言のポイントをまとめて欲しい。</p>	<p>今後の取り組みの参考とします。 障害者のニーズについては個々の状況により多種多様であり、そのニーズを把握することの必要性を認識しています。ニーズの把握の方法については、今後もさらに検討をすすめていきます。</p>
4	<p>障害者固有のニーズの把握は、実態調査の結果を参考にするとされていますが、今後は当事者団体による独自調査の結果も加味してより適正なニーズの把握に努めてください。</p>	<p>ご意見の趣旨に沿って取り組みます。 基本目標に掲げる「障害者」とは「障害者基本法」上の障害者であり、23年の改正により障害者の定義について身体障害、知的障害、精神障害のほか「その他の心身の機能の障害」が追加されています。個々の障害者への支援は各々の施策の中で検討をすすめていきます。</p>
5	<p>障害者がライフステージに応じた切れ目のない支援を得られることが述べられているが、現在の障害者福祉法制の対象となっていない障害者を含めた施策が展開できるような目標を明記してほしい。</p>	<p>ご意見の趣旨に沿って取り組みます。 基本目標に掲げる「障害者」とは「障害者基本法」上の障害者であり、23年の改正により障害者の定義について身体障害、知的障害、精神障害のほか「その他の心身の機能の障害」が追加されています。個々の障害者への支援は各々の施策の中で検討をすすめていきます。</p>

No	意見等の要旨	区の考え方
2 第1部 総論 計画の策定にあたって		
<p>6</p>	<p>障害者基本法に明記された「社会モデル」という考え方を基本理念等に加えてください。 高齢者施策と障害者施策がその特性を無視した形で混同されないよう、セルフマネジメントも含めたサービス等利用計画が作成されるよう明記してください。 また、有効かつスピーディーな相談支援体制のあり方を当事者、家族、支援者等とともに構築していくことを明記してください。</p>	<p>ご意見を計画に反映します。 障害者基本法の改正により、障害者の定義が変更され、障害が個人の属性によるものだけでなく、社会的障壁によるものでもあるとすることにより、医学モデルから社会モデルへの転換を意味しているものと言えます。この法の趣旨を受け止め、「第3章 計画の基本理念と基本目標」の「1 基本理念」「バリアフリー社会の実現」の中で、区はあらゆる機会を通じて、社会的・物理的なバリア(障壁)のない地域社会という文言に修正します。 また、セルフマネジメントの視点及び当事者等も含んだ相談支援体制のあり方の考え方も重要であることから、第3章「施策の展開」個別目標1 基本施策1 個別施策の方向(1)相談支援の充実①を区は身近な場所で、サービス利用に関する情報提供を行えるように、基幹相談支援センターを中核として、<u>当事者及び関係機関等と連携をしながら</u>、相談支援体制を強化します。 また、必要に応じて複数のサービスを適切に結び付けるなど、総合かつ継続的な支援を行うために、<u>セルフケアマネジメントの視点も十分に配慮した「サービス等利用計画」</u>の作成を利用者と共にを行い、障害者のサービス利用を支援していきます。と修正します。</p>
3 第2部 障害者計画 個別施策(1)相談支援の充実 (9)相談支援体制の構築		
<p>7</p>	<p>セルフケアマネジメントの視点を十分に反映した必要な福祉サービスの利用が配慮された支援計画が策定されるよう努めてください。 相談支援専門員を配置した相談支援センターや個々の障害種別に特化した相談支援センターの設置など事業所数の拡充を図ってください。</p>	<p>ご意見の趣旨に沿って取り組みます。 平成24年4月には、地域の相談支援の拠点として、障害のある方の総合的な相談業務を行う「基幹相談支援センター」を障害者福祉課に設置し、センターが中心となって、地域の相談支援事業者を育成し、サービス等利用計画を作成できる事業者を増やしていくとともに、障害種別全般に応じられる事業者や障害種別に特化した事業者の育成などの検討を進めていきます。</p>
<p>8</p>	<p>知的障害者向けの相談支援事業所は、区内に民間事業所が1所あるのみです。素案では「相談機能の充実」や「ネットワーク化」の記述はありますが、事業所数の充足策に触れていないので記述してください。</p>	<p>ご意見の趣旨に沿って取り組みます。 区内の相談支援事業所は、精神障害者向けの事業所が主で、身体障害者や知的障害者向けの事業所が少ない状況であることは認識しています。 平成24年度から、障害者福祉課に基幹相談支援センターを設置し、事業者の人材育成と能力向上を図りながら、障害種別及び地域バランスに配慮し、身近な場所で相談ができる事業者の整備・配置を進めていきます。 今後、事業を進めながら、適正な事業者数については各団体と協議の中で検討をしていきます。</p>

No	意見等の要旨	区の考え方
3 第2部 障害者計画 個別施策(1)相談支援の充実 (9)相談支援体制の構築		
9	<p>障害や社会参加などの生活ニーズを組み込んだセルフケアマネジメントの視点を十分に反映した必要な福祉サービスの利用が配慮された支援計画が策定されるよう努めてください。</p> <p>また、相談支援センターだけではなく、相談支援専門員を配置した相談支援センターや個々の障害種別に特化した相談支援センターの設置など事業所数の拡充を図ってください。</p> <p>サービス等利用計画作成が3ヵ年で4倍近くに増加する数値目標であるのに対して、計画策定を含めた支援を行うのは既存の事業だけでは不可能と考えます。</p>	<p>ご意見の趣旨に沿って取り組みます。</p> <p>平成24年4月には、地域の相談支援の拠点として、障害のある方の総合的な相談業務を行う「基幹相談支援センター」を障害者福祉課に設置し、センターが中心となって、地域の相談支援事業者を育成し、サービス等利用計画を作成できる事業者を増やしていくとともに、障害種別全般に応じられる事業者や障害種別に特化した事業者の育成なども検討を進めていきます。</p> <p>サービス等利用計画に関しても、セルフケアマネジメントの視点を十分に反映し、必要なサービスの利用を配慮した計画が作成できるように研修等を通して力量を高めていくように努めていきます。</p>
10	<p>相談体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談の窓口ですらたどり着けない家族も沢山あります。そのようなことの無いよう掘り起しを行っていただきたい。 ・公的な相談窓口の担当者の、高次脳機能障害についての理解がまだまだ不十分であり、定期的に研修を行い、レベルアップをめざしていただきたい。 ・障害者相談員制度（ピアカウンセリング）の中に高次脳機能障害も組み入れていただきたい。 	<p>ご意見の趣旨に沿って取り組みます。</p> <p>基幹相談支援センターを核として、地域の相談支援事業者とのネットワークを強化していく中で、アウトリーチ支援や掘り起こしの充実を図っていきます。また、高次脳機能障害についての理解も含め、多様な障害についての知識を深める研修を企画し実践していきます。</p> <p>今後は、身体障害者・知的障害者相談員制度のメンバーに高次脳機能障害の方を組み入れることを検討していきます。</p>
11	<p>自立支援法改正によるケアマネジメントの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会の作成部会で高次脳機能障害者の事例検討を位置づけてほしい。 ・自立支援協議会で地域の支援ネットワークを活用し、当事者に対して適切なケアプランが作成されるよう支援してほしい。 ・地域支援の充実、特に民間の多様なサービスの実現に向けて支援してほしい。 	<p>ご意見の趣旨に沿って取り組みます。</p> <p>基幹相談支援センターを中心に、障害のある方の多様な相談に応じ、適切なサービスを提供するためのケアマネジメントの実施に向けた体制を整備していきます。</p>
12	<p>保護者がサービスの情報を手に入れるには大変な努力が必要です。そのような保護者の視点を計画に盛り込んでほしい。</p>	<p>ご意見の趣旨に沿って取り組みます。</p> <p>(1)相談支援の充実の中で、発達障害や高次脳機能障害のある方とその家族等に対する情報提供を基幹相談支援センターの機能を活かしつつ、情報提供の方法を検討しながら適切なサービスが利用できるよう支援していきます。</p>

No	意見等の要旨	区の考え方
3 第2部 障害者計画 個別施策(1)相談支援の充実 (9)相談支援体制の構築		
<p>13</p>	<p>子ども総合センターでの発達に関する相談について発達障害児の啓発活動とあわせて周知の徹底を強く望みます。</p> <p>子ども総合センターは小学2年生までが対象です。対象年齢を広げ、継続支援の仕組みを構築することを望みます。</p>	<p>今後の取り組みの参考とします。</p> <p>18歳未満の障害児及び発達に心配のある児童の総合的な相談を行っている「発達相談」については、広報紙やHP、保健センター等関係機関へのパンフレットの配布とともに、保育園、幼稚園、子ども園、小中学校等を通じて、各家庭に子ども総合センターのパンフレットを配布し、周知しています。今後も、学校等を通じた発達相談に関するチラシの配布など、周知の強化に取り組んでいきます。</p> <p>学齢期の児童については、「特別支援教育」の中で、必要な指導及び支援を行っています。</p> <p>子ども総合センターは、学校教育へのスムーズな移行の支援を図るため、対象を小学校2年生まで拡大しました。今後も、教育関係機関と子ども総合センターのそれぞれが担う役割を明確にするとともに、小学校・特別支援学校に移行する児童や小学2年生で終了する児童については、該当校への引き継ぎ等、各関係機関との連携を更に強化していきます。</p>
<p align="center">個別施策(4)経済的自立への支援</p>		
<p>14</p>	<p>年金や手当についての記述はされているが、障害者の所得保障に対する区の考え方が示されていない。</p> <p>最低保障年金創設や障害者が安心して生涯生活していけるための所得保障の在り方について国や都に対して要望していくことが基本である。</p> <p>健康で文化的な生活を保障していくための所得保障について触れるべきである。</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>障害者の所得保障については一義的に国の役割であり、区の役割として、国等の動向に合わせ、補完的に支援を実施する旨を記載しています。今後も国に年金制度等の充実に強く要望していきます。</p>
<p>15</p>	<p>障害者への経済的自立への支援ということが盛り込まれていますが、文中にある障害者という言葉には未だ精神障害者は含まれていません。精神障害も同様に含むかたちで実施する方向性を示してください。</p>	
<p align="center">個別施策(12)病院からの地域生活移行の支援</p>		
<p>16</p>	<p>地域移行支援は入院先の病院が都外や多摩地域に散在していることや入院している障害者の高齢化等により、移行支援は手間隙と人手を必要とする事業である。</p> <p>重点的な取り組みであるだけに取り組んでいる事業者等と十分な協議を行い、必要な環境作りや人手の確保等を拡充してください。</p>	<p>今後の取り組みの参考とします。</p> <p>地域移行支援・地域定着支援については、まだ詳細が示されていないことから、今後、必要に応じて検討を進めていきます。</p>

No	意見等の要旨	区の考え方
個別施策(12) 病院からの地域生活移行の支援		
17	<p>精神障害者の地域生活移行、地域生活定着の推進のための施策について、在宅精神障害者については、病院、地域活動センター等をつなぐ活動として、「精神科医師、保健師等による訪問型の支援・指導」が必要であるので、個別施策の一つとして具体的に計画上に計上すべきと考える。</p>	<p>ご意見の趣旨は計画に取り込み済みです。 (12)病院からの地域生活移行の支援 に③精神障害者の医療継続を支援し、病状変化時に早期に対応できるよう、相談支援、訪問看護等、精神障害者の保健医療体制を強化します として計画に記載しています。 また、こころの健康づくりや、病気の早期相談・早期治療も重要ですので、これらについては、個別施策(3)保健医療サービスの充実 の中で、③こころの健康づくりを支援するとともに、こころの不調への気づきや早期相談・早期治療を支援します。また、こころの病気の早期回復と社会復帰、再発防止を支援しますの項に精神保健福祉相談、保健師による健康相談 として計画に記載しています。 なお、精神科医の相談や保健師による訪問を実施している事がわかりやすいように表現を修正します。</p>
18	<p>精神障害者の支援施設の建設について、精神障害者にとって真に必要な設備、運営となるよう十分勘案し、その内容に言及した方向性を示してください。</p>	<p>ご意見として伺います。 高田馬場福祉作業所移転後の跡地を活用した精神障害者支援施設について、当事者・家族や支援者の代表、区職員で構成する検討協議会を設置し、サービス内容を検討しています。サービス内容の検討期限は平成24年3月末ですが、障害特性を十分に踏まえたサービス提供ができる施設となるよう検討作業を進めていきます。</p>
個別施策(13) 日中活動の充実 (27) 施設における就労支援の充実		
19	<p>知的障害者・身体障害者の作業所が不足しているため、25年4月に開設を強く要望します。また、26年度以降もできるだけ地域で受け皿を作ってください。</p>	<p>ご意見の趣旨に沿って取り組みます。 現在、知的障害者を対象とした日中活動の場は定員満員であり、受入先の拡充は区として喫緊の課題と捉えております。 平成25年9月に開設予定の建替え後の高田馬場福祉作業所では、受入定員を54名から60名に拡充します。 平成27年3月開設予定の入所支援施設では、生活介護及び生活訓練を定員60名で実施する予定です。</p>
20	<p>知的の特別支援学校を卒業後就労できない方の行き場が不足しています。今年度B型作業所や実習所は定員オーバーでも卒業生を受け入れていただかなくてはならない状況です。 平成25年4月に多機能型の通所施設を開設することを強く要望します。必ず計画に入れてください。</p>	<p>また、区の遊休施設を活用した新施設整備についても検討しています。 具体的な開設時期等踏み込んだ記述はまだできませんが、今後も、利用者のニーズに合った施設の選択ができるように精力的に新施設の整備に努めます。</p>

No	意見等の要旨	区の考え方
個別施策(13)日中活動の充実 (27)施設における就労支援の充実		
21	<p>旧戸塚出張所施設内に設置される情報障害者支援センター運営に当たり障害当事者の意見が反映できるよう、視覚障害者相談員並びにピアカウンセラーが必要です。様々な地域生活活動支援事業を位置づけ、視覚障害者当事者の自立とボランティア協力による環境づくりをお願いいたします。</p>	<p>ご意見の趣旨に沿って取り組みます。 旧戸塚特別出張所移転後の施設の1階の一部を活用し、平成24年5月から視覚・聴覚障害者を対象に、「視覚・聴覚障害者支援事業」を実施します。 視覚障害者交流コーナー内に支援員を配置し、関係団体、ボランティア等と協働し、次のサービスを実施する予定です。 ①当事者交流の場 ②代読、代筆サービス ③インターネット情報検索等 ④講座・講習会 ⑤相談、助言、情報提供サービス 「視覚・聴覚障害者支援事業」は、新宿区社会福祉協議会への委託事業として実施します。今後の運営方法等については、当事者の意見を入れられるよう区と新宿区社会福祉協議会、関係団体と協議していきます。</p>
22	<p>知的障害者の自立した生活には、生活の場と就業の場を必要としており、生活の場としてグループホームが開所される。 一方、就業の場としての作業所はどれも定員一杯ということである。 平成25年4月開設できる作業所を実現してほしい。</p>	<p>ご意見の趣旨に沿って取り組みます。 現在、知的障害者を対象とした日中活動の場は定員満員であり、受入先の拡充は区として喫緊の課題と捉えております。 平成25年9月に開設予定の建替え後の高田馬場福祉作業所では、受入定員を54名から60名に拡充します。</p>
23	<p>支援学級・支援学校に通う子供の数が年々増えてきていると聞いています。高等部までは、学校という居場所があるが、卒業後の事を考えると不安。 また、障害者が一般企業へ就労するのは狭き門であると考えます。 そのような中、現在、知的障害者の作業所がかなり不足してきているときいている。行く場所がなく、家で過ごす障害者が増えぬよう、是非新たな作業所の開設をお願いしたい。</p>	<p>平成27年3月開設予定の入所支援施設では、生活介護及び生活訓練を定員60名で実施する予定です。 また、区の遊休施設を活用した新施設整備についても検討しています。 具体的な開設時期等踏み込んだ記述はまだできませんが、今後も、利用者のニーズに合った施設の選択ができるように精力的に新施設の整備に努めます。</p>

No	意見等の要旨	区の考え方
個別施策(13)日中活動の充実 (27)施設における就労支援の充実		
24	<p>特別支援学校卒業後の進路先及び企業離職者の受け皿としての日中活動の支援の充実について、知的障害者の通所訓練施設の新設を盛り込んでください。</p> <p>現況として明らかに不足しているので、開設時期も含め具体策に踏み込んだ記述をしてください。</p>	<p>ご意見の趣旨に沿って取り組みます。</p> <p>現在、知的障害者を対象とした日中活動の場は定員満員であり、受入先の拡充は区として喫緊の課題と捉えております。</p> <p>平成25年9月に開設予定の建替え後の高田馬場福祉作業所では、受入定員を54名から60名に拡充します。</p> <p>平成27年3月開設予定の入所支援施設では、生活介護及び生活訓練を定員60名で実施する予定です。</p> <p>また、区の遊休施設を活用した新施設整備についても検討しています。</p> <p>具体的な開設時期等踏み込んだ記述はまだできませんが、今後も、利用者のニーズに合った施設の選択ができるように精力的に新施設の整備に努めます。</p>
25	<p>知的障害について、現在いずれの作業所も定員増(空気が無い)の状況であり、今年度高等部卒後の進路先未定及び就労リストラ後の日中活動の場としても早急に作業所設置(重度障害者も受け入れられる)要望します。</p>	
26	<p>子供が知的障害を伴う、重度の自閉症児です。区内の作業所がどれも定員満員という話を伺います。</p> <p>是非、早い段階での作業所の増設をお願いしたいと思います。</p> <p>また、将来子供が成人した際、住み慣れた地域で生活できるよう、グループホームや施設の整備もお願いします。</p>	
27	<p>知的障害特別支援学校卒業後の行き場の拡充をお願いいたします。</p> <p>知的の中・重度の子どもにとって、一般就労は厳しいというのが現実です。</p> <p>現在、区内にある実習所、作業所について、今後高等部を卒業していく知的の中・重度の障害のある子どもたちが自宅待機という事態にならないよう、施設の新設や拡充を計画に入れてほしい。</p>	

No	意見等の要旨	区の考え方
個別施策(13)日中活動の充実 (27)施設における就労支援の充実		
28	<p>精神障害者の支援施設では限られた予算の中で、障害特性に応じた支援を続けています。特に通所できない方等への相談支援や病状が急変する方への支援など、実績に見えない部分が多く、職員の勤務状況は厳しい現状です。精神障害者が社会復帰及び地域移行をしていくためには、安心できる場所の提供として地域活動支援センターは必要不可欠です。今後の事業継続を明記するとともに、実績報告の内容等支援者の声を反映してください。</p>	<p>今後の取り組みの参考とします。 現在、精神障害者を対象とした地域活動支援センターは、区内に5所あり、障害者又は障害者の家族等からの相談に応じ、必要な情報提供、日中の創作活動等の機会を提供することにより、障害者の地域生活支援を行っています。 地域活動支援センターは区の地域生活支援事業に位置づけられており、現行法制度の中で運営法人に対し支援を継続していきます。 今後、制度改正の動向を見極め、関係団体と協議していきます。</p>
個別施策(14)住まいの場の充実		
29	<p>視覚障害者特有の二次的障害として、情報障害、行動障害で孤立生活をしている視覚障害者をサポートできる共同住宅創設をお願いいたします。例えば、区住宅内に視覚障害者グループ・ホームの併用増設を考慮をお願いいたします。</p>	<p>ご意見の趣旨に沿って取り組みます。 現在、新宿区内の身体障害者福祉ホームは2所のみで既に定員に達しています。 身体障害者向けの住まいの場の充実については、今後、必要な支援を検討していきます。</p>
30	<p>高齢の視力障害者の住宅問題が深刻になっています。既存の身体障害者福祉ホームで共存できる人はごく少数なので、視力障害者向けのグループホームやケア付き住宅について、早急に検討すべきことを盛り込んでください。</p>	
31	<p>グループホームの施策を進めて、行動をおこしたい人を支援する(ノウハウを一緒に考える)しくみを作って欲しい。</p>	<p>今後の取り組みの参考とします。 現在、区では、心身障害者グループホーム・ケアホームの区内設置を計画する社会福祉法人等に対し、建設費及び設備整備費の一部を補助することにより、グループホーム等の設置促進を図っています。 今後も、民間事業者による整備を誘導していきます。 また、行動をおこしたい方からのご相談をお受けしていきます。</p>
32	<p>家賃補助の対象を福祉ホームにもお願いいたします。</p>	<p>今後の取り組みの参考とします。 平成23年10月からグループホーム・ケアホームに対する家賃助成制度が開始されました。現制度では、福祉ホームは家賃助成の対象になっていませんが、福祉ホームも家賃助成となるよう都と交渉しながら国に対しても要望していきます。</p>
33	<p>福祉ホームについてもグループホームの家賃補助と同様の助成をお願いしたい。</p>	

No	意見等の要旨	区の考え方
個別施策(14)住まいの場の充実		
34	<p>今年、グループホーム・ケアホームが3ヶ所できますことは永年の要望が実現して、とてもうれしく思います。でもまだまだ入居希望者が多く足りません。重度の知的障害の人たちも地域で暮らせるように、支援の手厚いケアホーム・グループホームを引き続き作ってください。</p>	<p>ご意見の趣旨に沿って取り組みます。 知的障害者の地域生活を支えるため、グループホーム・ケアホームの区内整備について、計画的に推進します。</p>
35	<p>住まいの場として知的障害者のGH・CHをこれからも設置を要望します。</p>	
個別施策(15)入所支援施設の設置及び支援		
36	<p>素案の入所支援施設や短期入所については、団体の要望が盛り込まれたものになっている。 今後は、計画の実効性を検証する作業に当事者団体も参加していく必要があるため、区や事業者は、積極的に情報開示をしていくことを明記してください。</p>	<p>ご意見の趣旨に沿って取り組みます。 利用定員を知的障害者30名と計画していましたが、障害者団体からのご要望を受けて、利用定員を知的障害者35名、身体・知的の重複障害者10名に増員しました。 また、整備運営事業者の選定にあたっては、選定委員に団体からの要望を伝えました。 情報開示を計画に明示はしませんが、事業者決定後は、出来る限り保護者や団体からのご要望に応えた新施設となるように、団体等との懇談会を開催し、ご要望をうかがう機会を設ける予定です。</p>
37	<p>肢体不自由障害者の重障害者入所支援施設として、特別養護老人ホーム整備計画の中で、その併設の可能性、バリアフリーに配慮したケアホームの整備を検討され、計画に掲げ実行を図られたい。</p>	<p>ご意見の趣旨に沿って取り組みます。 区が取得する弁天町の国有地において、知的障害者及び身体・知的の重複障害者を対象にした入所支援施設を、民設民営方式により、平成27年3月開設に向けて整備を進めています。 特別養護老人ホーム整備計画の中での併設の計画はありませんが、身体障害者向けの住まいの場の充実については、今後、必要な支援を検討していきます。</p>

No	意見等の要旨	区の考え方
個別施策(18)防災対策の推進		
38	<p>第2期の重点的取組と第3期の重点的取組が全く同じなのは、第2期の重点的取組の成果や達成度が反映された結果なのか。</p> <p>障害者生活実態調査で、「日常生活で困ること」に関する設問の回答の第3位と第4位に「災害時の避難」が入っています。また、東日本大震災後、首都圏直下型大震災への不安もますます大きくなっています。そこで、「震災対策の充実」を重点的課題に加えるべきです。</p>	<p>ご意見の趣旨に沿って取り組みます。</p> <p>ご意見のとおり、昨年の東日本大震災後、防災への関心が高まる中、区としても重要な課題として全庁的に防災施策を進めています。</p> <p>障害者に対する防災対策については、区の災害対策計画である「地域防災計画」の中で、障害者が日常生活で利用する福祉施設を避難所とするなどを盛り込んでいます。</p> <p>障害者計画ではこの計画と整合を図り、(18)防災対策の推進の記載の中で、災害時に障害者が真っ先に避難する場となるよう障害者施設のあり方について記載するとともに、備蓄物資の確保を進めています。</p> <p>障害者の対策も含め、この課題にはしっかり取り組んでいきます。</p>
39	<p>震災時は病院などの医療機関も被災し、薬や医療の確保が困難であることも容易に推測されますが、障害者にとって薬や医療は生命の維持や病状の安定に必要不可欠であります。</p> <p>障害者が現在通う施設では、普段の関わりから、当事者にとって必要な情報や専門職員による病状の安定、仲間がいることでの精神的安心に繋がる支援が、一般の避難所に比べ行うことが可能であると考えます。</p> <p>そのためには、施設自体の耐震化や非常食などの備蓄等問題はありますが、障害者が安心して地域生活を送れるために積極的な取り組みをしてください。</p>	<p>ご意見の趣旨に沿って取り組みます。</p> <p>防災対策の推進は重要な課題であると認識しています。区の防災対策は災害対策計画である「地域防災計画」の中で整備しています。障害者に対する対策として、次の3施策に取り組んでいます。</p> <p>①災害時要援護者名簿の周知と有効活用 災害時要援護者名簿の認知度が低く、災害時の安否確認などが有効に機能しないことが心配されるため、災害時要援護者名簿の周知を図り名簿への登録を促していきます。</p> <p>②福祉避難所のあり方の検討 東日本大震災以降の障害者団体等との懇談において、障害者の避難所については、実態として第一次避難所にいったん避難してから福祉避難所に移ることは困難との意見が強く出されています。このため、障害者施設については震災時に障害者が真っ先に避難する場とするよう、関係部署と協議を進めていきます。</p> <p>③福祉避難所の備蓄品の整備 今回の大震災は、日中の発災ということもあり各施設の利用中に起きたもので、交通機能のマヒにより帰宅できなくなった障害者が11名いました。この際に、各施設において飲料水や毛布など必要な備蓄品が携わっていなかったため、平成23年度・24年度で必要な備蓄品の整備を進めます。</p>

No	意見等の要旨	区の考え方
個別施策(22)療育・保育・教育の支援体制の充実		
40	<p>子ども総合センターの対象は小学2年生までであり、また小学3年生以上は通級での対応が見込まれているようですが、通級では療法士などの専門家による療育はありません。</p> <p>現在では幼児期から学童期での療育が非常に有効といわれていますが、適切な療育機関を探すことは多大な努力と費用が必要です。</p> <p>そのため多くの発達障害児が適切な療育を受けられない現状になります。</p> <p>子ども総合センターの療育対象の拡大と継続的な療育を強く希望しています。</p>	<p>今後の取り組みの参考とします。</p> <p>「特別支援教育」において、障害のある児童、生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するための指導や支援を行っています。通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等の発達障害のある児童、生徒に対しても、特別支援教育推進員等による指導及び支援を行っています。</p> <p>子ども総合センターは、学校教育へのスムーズな移行の支援を目的とし、小学2年生までを対象としています。教育関係機関と子ども総合センターで、それぞれが担う役割を明確にするとともに、今後も一貫した支援が継続的にできるよう、教育関係機関との連携を更に強化していきます。</p>
個別施策(22)療育・保育・教育の支援体制の充実		
41	<p>発達障害は、知識がなければ障害の有無さえ認識できないという特性から、職員の障害理解や指導技術向上を切望する。</p> <p>また、スーパーバイザーには専門的な知識が不可欠ですが、明確にどのような専門性なのかの説明が必要です。</p>	<p>ご意見の趣旨に沿って取り組みます。</p> <p>専門的な立場からアドバイスができる人材スーパーバイザーの説明については、「用語の説明」の中で「熟練した指導者や経験豊かな職員、専門知識のある医師や学識経験者等が、福祉施設や関係機関等において支援を行っているケースワーカーや支援員等に対して、よりよい援助ができるように具体的に指導や助言を行う。」ことを記載します。</p>
個別施策(24)障害等のある子どもへの専門相談の推進		
42	<p>学童期での療育の重要性から、専門相談機関・療育機関として、子ども総合センターの対象児の拡大を切にお願いいたします。</p>	<p>今後の取り組みの参考とします。</p> <p>「特別支援教育」において、障害のある児童、生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するための指導や支援を行っています。通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等の発達障害のある児童、生徒に対しても、特別支援教育推進員等による指導及び支援を行っています。</p> <p>子ども総合センターは、学校教育へのスムーズな移行の支援を目的とし、小学2年生までを対象としています。教育関係機関と子ども総合センターで、それぞれが担う役割を明確にするとともに、今後も一貫した支援が継続的にできるよう、教育関係機関との連携を更に強化していきます。</p>

No	意見等の要旨	区の考え方
個別施策(24)障害等のある子どもへの専門相談の推進		
43	<p>保護者・在籍校・スクールカウンセラー・教育相談室・通級・医療機関など、発達障害の子どもに関わるすべての機関が情報を交換できる仕組みづくりをしてほしい。</p> <p>また、それは障害の発見から成人にいたるまでの支援を一貫して見守る仕組みであることが望まれます。</p>	<p>ご意見の趣旨に沿って取り組みます。</p> <p>区では、区の関係部署、区教育委員会、都児童相談センター、子どもの人権専門委員、新宿区医師会、民間の療育施設等で構成する新宿区子ども家庭サポートネットワークを中心として、子どもの発達支援に関する連絡会を定期的実施し、ネットワークの強化を図っているところです。</p> <p>個別ケースにおいては、関係機関と検討、協議し適切な支援が提供できる体制づくりを行っています。</p> <p>今後も、支援の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化し、総合的で継続的な支援ができるよう努めていきます。</p>
個別施策(25)学校教育修了後の進路の確保		
44	<p>特別支援教育の進展と共に知的障害特別支援学校の児童・生徒数は増加している。</p> <p>多様な就労支援、多様な就労ニーズに応じた支援、働き続けられるようにするための仕組みづくり、離職したとしてもその理由に応じて再チャレンジできる仕組み(支援)づくりなどが不可欠です。ぜひ具体的な施策をお願いします</p> <p>長期的な見通しも持ちながら、全ての児童・生徒が学校卒業後、充実した地域生活、職業生活をおくることのできるような実効性のある施策と事業の展開をお願いします。</p>	<p>ご意見の趣旨に沿って取り組みます。</p> <p>区は、進路対策の一環として、毎年、区民が在籍している特別支援学校・特別支援学校等の在籍調査を行うとともに、特別支援学校や区内の障害者支援施設の職員とで、年3回程度、進路対策等連絡会を実施し、年度ごとの卒業者の動向や、学校卒業後のニーズや受け皿の検討を行っています。</p> <p>今後も、学校卒業生の多様なニーズに応え、充実した地域生活を送ることができるための具体的な施策を検討し、事業を展開していけるように努めていきます。</p>
個別施策(26)就労支援の充実		
45	<p>ジョブショップ(複数以上の障害者を雇用してもらえ協力店又は指定店を募る)制度の導入を進めたらどうか。</p>	<p>今後の取り組みの参考とします。</p> <p>ご指摘のジョブショップ制度については、飲食店や小売店などの理解に加え、支援者や雇用形態、定着支援など多くの課題もあります。</p> <p>このため、新宿区勤労者・仕事支援センターでは、「ふらつと新宿」などのコミュニティショップを運営し、障害者の実習・訓練の場を提供しております。</p> <p>今後、多様な運営主体による多様な就労訓練や就労機会の提供について検討するなど、障害者雇用の推進に取り組んでいきます。</p> <p>なお、東京都内の障害者雇用数は8年連続で増加しており、特に従業員1,000人以上の大企業で顕著です。また、新宿区の障害者就職数も、ハローワークや企業の協力を得て、ここ数年、増加の傾向にあります。</p> <p>しかし、56人未満の飲食店や小売店などの中小企業における障害者雇用に対する理解は、まだ進んでいないのが現状です。</p>

No	意見等の要旨	区の考え方
個別施策(28)就労の継続及び復職等の支援の強化		
46	若年性認知症当事者の就労支援体制 就労当事者のサポート体制(ジョブコーチ)の整備	ご意見の趣旨に沿って取り組みます。 若年性認知症当事者のサポート体制について、職員に対する専門的な研修も取り入れるなど、そのスキルアップを図り、引き続き若年性認知症当事者の支援にも取り組んでいきます。
個別施策(29)コミュニケーション支援・移動支援の充実		
47	手話登録通訳者の絶対数が不足しています。 手話通訳者の報酬面の処遇改善を図る必要があります。この点も制度改善策に盛り込んでください。	今後の取り組みの参考とします。 現制度での、使い勝手の悪い面、問題点を整理し、今後は使いやすい制度への改善を図っていきます。
個別施策(32)障害理解への啓発活動の促進		
48	現在でもグループホームの建設のたびに地域住民の反対運動が起きています。 障害者理解の促進のための取り組みを一層強化すべきです。	ご意見の趣旨に沿って取り組みます。 障害者理解の促進のための取り組みとして、区の広報、ホームページ、講演会、障害者週間の機会を捉え、また、小、中学校の学習の中でも障害理解を深めるための施策を推進しています。今後も障害に関する理解不足や誤解のために、障害者が偏見、差別等による不利益を受けることが無いよう、さらなる普及啓発を続けていきます。

No	意見等の要旨	区の考え方
個別施策(33)障害理解教育の推進		
49	<p>精神関連の障害について、教員や生徒、親御さんに正しい知識や理解がないばかりに対処が遅くなり、症状が重篤化してから初めて治療に繋がる事が多く、回復が難しくなることもある。一部の教育機関では精神保健福祉教育(メンタルヘルスリテラシー教育)を進めており、中学生自身、家族、教員、養護教諭等へのプログラムを実施しています。また、各学校のPTA活動における講演等の中で精神保健分野を取り入れることなども有効です。</p> <p>病気への理解が深まることで、『はじめから病気と決めつけることなく、柔軟な環境で子供を見守ることができる社会を作っていくこと』を目標とすべきです。</p> <p>教育と福祉が一体となり問題に対応することが障害を未然に防ぎ、社会的な偏見の除去に繋がると考えます。教育分野に福祉分野との連携が効果的に行われるような施策の充実をお願いします。</p>	<p>ご意見の趣旨に沿って取り組みます。</p> <p>障害への誤解と偏見を防ぐためには、障害についての正しい知識の普及と理解の促進が必要です。このため、教育委員会では、区内の小・中学校における総合的な学習の時間帯で、障害者自身やその家族の協力を得て、体験学習や福祉教育活動の交流・ボランティア体験を充実させ、心のふれあいによる児童・生徒の障害への理解を進めているところです。また、通常の学級の児童・生徒と、特別支援学級や特別支援学校の児童・生徒の交流及び共同学習等についても、今後さらに促進させるとともに、副籍制度を活用し、交流及び共同学習を進め、障害への理解啓発を図っていきます。</p> <p>一方、教職員に対しては、研修等により、精神疾患、発達障害等に関する知識や理解を深め、教職員への精神障害理解の機会を充実させることで、差別や偏見を許さない人権尊重について、児童・生徒の育成を図っていきます。</p> <p>また、特別支援教育に関する理解啓発を図るために、資料を作成するなどして障害のある幼児・児童・生徒に対する正しい認識と理解が深まるように努めていきます。</p> <p>教育委員会と福祉部は、連携して精神障害、知的障害、身体障害等への差別や偏見をなくすため、心のバリアフリーの取り組みを進めていきます。</p>
個別施策(38)ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進		
50	<p>ユニバーサルデザイン推進組織について、推進の実効性を高めるためにも進捗状況のチェックに際しては、より多くの当事者が参加できる推進会議にすることを明記してください。</p>	<p>ご意見の趣旨に沿って取り組みます。</p> <p>ユニバーサルデザインを推進するためには、多様な視点からの取り組みや多様な主体の協働が必要であると認識しています。</p> <p>そのため、推進組織については、推進会議のほか、部会も含めた体制の中で、できるだけ多くの方々に参画いただくことを考えています。</p>

No	意見等の要旨	区の考え方
4 第3部 第3期障害福祉計画		
51	<p>視覚障害者(高齢視覚障害者を含む)対象の共同生活援助または、共同生活介護の設置を明記してください。</p>	<p>ご意見の趣旨に沿って取り組みます。 現在、新宿区内の身体障害者福祉ホームは2所のみで既に定員に達しています。 身体障害者向けの住まいの場の充実については、今後、必要な支援を検討していきます。</p>
5 計画に関連する要望等		
52	<p>視覚障害者の日常生活用具は機能が格段に進歩している。しかし、反面、使い方が複雑化しているため、視覚障害にとって、また、高齢化が進んでいるため用具の機能を使いこなせていないのが実情です。</p>	<p>ご意見の趣旨に沿って取り組みます。 障害者のための日常生活用具については、基本的な機能に加えて、多くの用途に対応できる商品が開発されています。 多機能な商品で使い勝手が広がり、より便利になるものの、操作が複雑になって、高齢の方には使いこなせない傾向も出てきています。 今後も、使う方の状況やニーズに合わせ、適切な用具の給付ができるように、情報収集と情報提供に努めていきます。</p>
53	<p>近年重複障害者(盲・ろう・啞)の視覚障害者が増加しつつある。 また、高齢化に伴い、聴覚に著しい障害を負うこともある。 それらの伝達方法として考案されたのが指点字であるが、圧倒的に指点字を使いこなす数は少なく普及教育が急務だと思う。 行政レベル、福祉団体、当事者、三者の協力で裾を広げる施策がこれからの課題となる。</p>	<p>ご意見の趣旨に沿って取り組みます。 指点字について。障害者窓口を担当する職員等に十分な周知を図り、相談時の的確な対応を心がけていきます。 また、行政や障害者団体等が講習会等を開催する場合は、障害者福祉課の窓口、広報等で必要とする方への周知を図っていきます。</p>
54	<p>発達障害について素案に記載された課題認識や支援メニューは、文書的には充実していますが実際に利用した保護者の立場から見ると、不安や不満の解消になっていない。 こうした現状を招いている原因として、計画の作成から修正や検証作業に当事者(保護者)の参画の度合いが少ないために、当事者ニーズに即した支援になっていない問題点があり、これを改善すべきです。</p>	<p>ご意見の趣旨に沿って取り組みます。 障害者計画・障害福祉計画については、障害者当事者を委員とする「障害者施策推進協議会」からのご意見を踏まえ策定しています。 今後も障害当事者等のニーズの把握に努め、より良い障害者施策の推進に取り組んでまいります。</p>
55	<p>普通学級にいるダウン症の子が特別支援を必要とする子どもにカウントされないのか。</p>	<p>今後の取り組みの参考とします。 ダウン症に限らず、特別な支援が必要な児童・生徒の方には、その子どもの成長に適した教育環境を選んでいただくため、特別支援学級、特別支援学校等による支援があります。 普通学級では単教員という体制から、特別な支援が必要な児童・生徒の方への十分な支援を行うことができません。 保護者の付き添いについては、保護者の方と学校との間で考えられたことと思いますが、他区の取り組みを参考とし、学級補助として配置している臨時職員の配置方法の見直し等を検討していきます。</p>

No	意見等の要旨	区の考え方
5 計画に関連する要望等		
56	手話通訳利用登録者が90名以上いるにもかかわらず、利用者が少ないのは通訳者の技術の問題ではないかと思われます。年に2～4回手話技術向上のために研修会を行う必要があります。	ご意見の趣旨に沿って取り組みます。 事業を委託している社会福祉協議会では、現在も年2回研修会を実施しています。回数増に関しては、今後、委託先の社会福祉協議会と協議し、検討していきます。
57	平日の昼間に派遣できる登録手話通訳者が不足しています。また、子育て中の母親、主婦は、夜間外出ができないため、夜間手話講習会に通えないという声がありました。	ご意見の趣旨に沿って取り組みます。 今後は、日中活動できる手話通訳者の登録については、事業の委託先である、社会福祉協議会や東京都手話通訳者等派遣センターと協議しながら、日中活動できる手話通訳者の確保に努めていきます。
58	高齢難聴者、中途失聴者、難聴者は、手話によるコミュニケーションが不可能です。 要約筆記者派遣制度を解説してください。	ご意見として伺います。 要約筆記者の派遣については、平成19年度から東京手話通訳者等派遣センターに委託して実施しています。また講習会についても、同様に派遣センターで実施しています。
59	聴覚障害者がいつでも安心して手話通訳、要約筆記通訳の派遣が受けられるように緊急時の受付の仕組みを作ってください。	今後の取り組みの参考とします。 現行の規定では、派遣の受付は3日前までとされていますが、緊急の場合は、これまでも適宜対応しています。今後も、柔軟な対応を続けていきます。
60	この新宿区内に入所施設ができるということは、重度の知的障害の子をもつ親としては、とても心強くありがたいことです。 入所施設の日中活動について、本人が希望すれば、現在通っている作業所等や、休日の余暇活動等、入所しても継続して行えるようなシステムにしてほしい。	ご意見の趣旨に沿って取り組みます。 区としても、利用者の方が通所先を自由に選べることは大切なことだと考えております。 整備運営事業予定者決定後は、出来る限り保護者や団体からのご要望に応えた新施設となるように、団体等との懇談会を開催し、ご要望をうかがう機会を設ける予定です。

No	意見等の要旨	区の考え方
5 計画に関連する要望等		
61	<p>仕事支援センターのジョブコーチの増員、スキルアップ、職場定着をお願いしたい。 就労継続支援、一般就労受け入れ拡大にも尽力を尽くしてほしい。</p>	<p>ご意見の趣旨に沿って取り組みます。 ジョブコーチについては、状況に応じて適切な人員配置を行っていきます。また、専門性を高めるため、研修などでスキルアップを図るとともに、職員が働きやすい環境整備を行っていきます。 障害者就職数は、ハローワークや企業の協力を得て、ここ数年、増加の傾向にあり、今後もその拡大に努めてまいります。さらに、職場定着支援などにも一層力を入れ、ひとりひとりの特性に応じたきめ細かな支援を行っていきます。</p>
62	<p>区内における高次脳機能障害の普及啓発を行い高次脳機能障害者の掘り起し、ニーズの把握、相談窓口・支援の充実をめざしてほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区内の高次脳機能障害者の掘り起し ・ニーズ把握 ・相談窓口の充実 ・リハビリテーションの拡充 ・居場所づくり(日中活動の場、グループホーム等) 	<p>ご意見の趣旨に沿って取り組みます。 高次脳機能障害の事業については、平成21年度から2年間は協働事業として実施し、現在は協働事業を行っていた同じNPO法人に事業を委託し、専門相談とミニデイサービスを行っています。 他に相談窓口は障害者福祉課、4か所の保健センター、予防課となっており、障害者手帳がなくても診断書にて障害福祉サービスの支給決定（ヘルパー、就労継続支援など）に結びついている方も増えています。 また、区立障害者福祉センターにおいても、高次脳機能障害者の日中活動の場の提供を行っており、今後も高次脳機能障害者の掘り起こしや、ニーズの把握、相談窓口・支援の充実等に努めていきます。</p>
63	<p>区西部地域リハビリテーション支援ネットワーク連絡会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政、医療関係者、支援事業者、家族が定期的に研修や情報交換を必要で、継続的に開催してほしい。 ・圏域内で高次脳機能障害者やその家族への具体的な対応事例などの情報を各関係機関の方が共有できるようにデータベース化していくよう取り組んでいくことで、支援がより分かりやすくなる。 	<p>今後の取り組みの参考とします。 地域におけるリハビリテーションのシステム化を目的として、東京都では2次医療圏ごとに地域リハビリテーション支援センターを指定し、地域リハビリテーション支援事業を実施しています。新宿区・中野区・杉並区からなる区西部医療圏では、慶応義塾大学病院が指定されており、医療職や介護職を対象とした研修会が開催されています。現在、ネットワーク連絡会は行われていませんが、区としても慶応義塾大学病院に対し、対応事例の情報共有などもできるよう、研修対象者の拡大やネットワーク連絡会の開催について要望して行きます。</p>
64	<p>20歳未満で高次脳機能障害になった人への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども支援センターでの適切な相談支援の充実をお願いしたい。 ・障害と教育部門の連携した支援体制で取り組んでほしい。 ・保育園・学校でのサポート体制を整えてほしい。 	<p>ご意見の趣旨に沿って取り組みます。 子ども総合センターでは、障害児に関する総合的な相談支援を行うとともに、高次脳機能障害についての研修を充実させる等により、相談員のスキルアップを図っていきます。 また、関係機関との連携を通して対象児童・生徒の障害状況の把握に努め、特別支援学級、特別支援学校等、適切な教育環境が提供できるよう進めていきます。また、充実した支援が行えるよう、必要に応じ関係機関での情報の共有化を図ります。</p>

No	意見等の要旨	区の考え方
5 計画に関連する要望等		
65	<p>就労支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業における高次脳機能障害の理解もまだ不十分であり、就労が継続するためにはジョブコーチの存在は欠かせません。ジョブコーチの増員をお願いいたします。 	<p>ご意見の趣旨に沿って取り組みます。</p> <p>高次脳機能障害について、企業においてはその理解もまだ不十分であることは認識しております。</p> <p>このため、企業等へ機会あるごとに高次脳機能障害についての周知を進めていくと同時に、職員については、専門的な研修も取り入れるなどスキルアップを図ります。</p> <p>人員については、状況に応じて適切な人員配置を行っていきます。</p>
66	<p>昨年の東日本大震災、そして連日報道されている首都圏直下型地震等があった場合、自身で避難することは無理と思います。</p> <p>地区ごとに民生委員の方はおられますが、希望としては、障害者(支援)担当の方をそれぞれ地区ごとに決めてほしい。</p> <p>その他、日常ささいなことでもすぐに連絡させていただけることがあればお願いしたい。</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>現在新宿区では、民生委員・児童委員は地区ごとに障害者担当(支援)を決めてはいませんが、担当地域を定めて、高齢者や障害者、ひとり親家庭の方などの生活上の悩みや心配ごとなどの相談活動等を行っています。その際に必要な場合は、福祉事務所などの行政機関との連携や橋渡しを行っています。また、民生委員・児童委員活動を推進していくために必要な知識や技術を学び合い、情報交換を行うために、障害者支援や子育て支援、高齢者支援などの分野別研修を行っています。なお、地域で安心して暮らせるような個別支援として、新宿区社会福祉協議会が暮らしのサポート事業などを行っています。</p>
67	<p>障害者主催のバザーやお祭り(イベント)などの催事に一時間あたりのお値段をお支払して連れて行ってほしい。</p>	<p>質問にお答えします。</p> <p>障害者自立支援法の中に外出支援サービスがあります。ただし、対象者の要件もありますので、具体的な相談は障害者福祉課支援係までお願いします。</p>
68	<p>年に1～2回でもアンケート調査をしてほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・困っていること ・相談したいこと ・心配事 ・希望 ・その他 <p>希望者一人一人の相談ごとに対処してほしい。</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>アンケート調査は、障害者計画・障害福祉計画の策定や見直しにあたって、障害者やそのご家族の生活の状況やご要望を伺い、区の障害者施策の方向性を検討し、計画策定や障害者施策の推進のための資料とすることを目的に実施しています。</p> <p>個別のご相談ごとについては、障害者福祉課相談係・支援係で何時でもお受けしていますので、お気軽にご相談ください。</p>
69	<p>要約筆記(ノートテーク)について、障害者当事者の視点に立って対応してほしい。</p>	<p>今後の取り組みの参考とします。</p> <p>現在新宿区では、要約筆記者派遣事業については、東京都手話通訳等派遣センターに委託をして実施しています。</p> <p>また、要約筆記者の要約筆記の能力の向上のための研修も派遣センターで実施しています。</p> <p>今後も、委託先のセンターとも連携を図り、要約筆記者育成のための研修内容の充実を検討していきます。</p>

No	意見等の要旨	区の考え方
5 計画に関連する要望等		
70	<p>若年性認知症当事者、介護者への対応策</p> <p>相談体制の確立 若年性認知症家族が安心して相談できる体制を(相談内容に対してコーディネーターがしっかりとできる人員配置)【家族会への委託】考えてほしい</p>	<p>今後の取り組みの参考とします。 若年認知症ご本人の介護には、介護保険制度と障害者福祉制度の両面から関わることができます。ご本人のライフステージに沿ったサービスの提供が可能になるよう、双方が連携して支援をしてまいります。</p>
71	<p>若年性認知症当事者が発症から終末期までの受け皿の整備 介護者の二次的に起こる問題(定期的な健康調査、医療費負担)への対応</p>	
72	<p>早期発見には親の知識が不可欠です。高い確率で発達障害児が存在していることや、知能に遅れがないことから発見も遅れがちなことなども含めて啓発活動を行ってください。</p>	<p>ご意見の趣旨に沿って取り組みます。 乳幼児を持つ保護者に対して発達障害に関するチラシの配布や講座を開催する等、今後も引き続き障害理解の普及活動・啓発活動に努めていきます。</p>
73	<p>実際の現場では保健師などの関係する職員へ、年に数回研修会を行うなど知識を深める機会を増やす取り組みを切に希望します。</p>	<p>ご意見の趣旨に沿って取り組みます。 区の関係部署、区教育委員会、都児童相談センター、子ども的人権専門委員、新宿区医師会、民間の療育施設等で構成する新宿区子ども家庭サポートネットワークの下部組織である発達支援部会主催による合同研修会等で、関係機関の職員研修を行っています。今後も保健センター・保育園・幼稚園・子ども園・児童館職員等の研修を充実させ、職員のスキルアップを図っていきます。</p>
74	<p>保健センターはもとより、保育園・幼稚園・子ども園・児童館など職員の皆さんに知識の徹底が強く望まれます。特にベテランの方の思い込みを改善する必要があります。</p>	<p>また、障害者自立支援ネットワーク事業としての職員研修において、発達障害についてとりあげて研修を実施していきます。</p>

No	意見等の要旨	区の考え方
5 計画に関連する要望等		
75	<p>発達障害について、保育園の私立化が進んでいることにも鑑み、私・公立を問わない支援が必要です。</p>	<p>ご意見として伺います。 区立保育園・子ども園では電話による育児相談を実施しています。 私立保育園でも、各園独自に保育相談を実施しています。</p>
76	<p>現在では個別指導計画に保護者の視点を盛り込んでいただくことは稀で、個別指導計画そのものを見る機会が無い保護者がほとんどです。存在さえ知らない保護者も珍しくありません。個別指導計画作成にあたっては、保護者の同意欄を設けるなど保護者と関係機関との密接な情報交換を切に望んでいます。</p>	<p>ご意見の趣旨に沿って取り組みます。 個別指導計画に保護者の同意欄を設けることは考えてはいますが、作成にあたっては、面談等を通じて保護者の意向もお伺いしながら、学校と家庭の相互理解に基づいた指導が行えるよう努めてまいります。</p>
77	<p>私・公立を問わず巡回保育相談の実施が望まれます。</p>	<p>ご意見として伺います。 区では、昭和48年度から障害児保育を実施しています。 また、昭和57年度から有識者による区立保育園への年2～3回の巡回指導を始めました。平成19年度からは区立子ども園、私立保育園への巡回指導も実施しています。</p>
78	<p>発達障害児は対応を間違えると二次障害を生むことも知られています。そのため、放課後等の保育については学童クラブのほか放課後子どもひろばについても、発達障害児と直接に関わる職員には専門的な知識が不可欠です。職員の教育の徹底をお願いいたします。</p>	<p>ご意見の趣旨に沿って取り組みます。 学童クラブでは、専門家による巡回指導を行い、障害児の指導についての助言・指導を行っています。また、児童館・学童クラブ及び放課後子どもひろばの職員向けに、障害児についての研修を継続的に行っています。今後も、職員への研修を充実させ、スキルアップを図っていきます。</p>
79	<p>発達障害児は周囲とのトラブルを引き起こしやすく、また知識がなければ障害の有無も認知できず、さらに対応を誤れば二次障害の危険もはらんでいます。直接発達障害児に関わる職員には専門的な教育をお願いいたします。</p>	<p>また、障害者自立支援ネットワーク事業としての職員研修において、発達障害についてとりあげて研修を実施していきます。</p>

No	意見等の要旨	区の考え方
5 計画に関連する要望等		
80	<p>特別支援教育推進員が不足している。診断書を添付して推進員を獲得しても、実際にどの子どもに補助をつけるかは校長先生の裁量にゆだねられているという現状はなかなか納得しがたい。推進員の増員は切なる願いです。</p> <p>また、第三者たる発達障害児の保護者にボランティアを求めるなど柔軟な対応もお願いいたします。</p>	<p>ご意見の趣旨に沿って取り組みます。</p> <p>通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒が増加傾向にあることを踏まえ、平成24年度からの第二次実行計画期間内に特別支援教育推進員を計8名増員する予定です。</p> <p>特別支援教育推進員の役割は、個別指導計画に基づく学級担任等の指導を補助することであり、学校全体としての対応力の向上が図れるよう今後も学校内指導体制の強化に努めてまいります。</p>
81	<p>啓発活動を進めて発達障害の敷居を低くすることが発達障害児の早期発見に大きく寄与すると思います。</p>	<p>ご意見の趣旨に沿って取り組みます。</p> <p>発達障害についての正しい知識や周囲の具体的なサポートの仕方等について、啓発用チラシの配布や保護者向け講演会等、今後も引き続き普及活動・啓発活動に努めていきます。</p>
82	<p>発達障害児は周囲に迷惑をかけやすいことから、周囲の理解がなければ子育ては不可能といえます。対象が保護者であれ教職員であれ、啓発活動は大変重要な課題です。</p> <p>知的にも遅れはなく、ちょっとした対応の工夫で社会に順応できるようになるということを周知して行くことで障害の敷居を低くして行くことが強く望まれます。</p>	<p>ご意見の趣旨に沿って取り組みます。</p> <p>発達障害についての正しい知識や周囲の具体的なサポートの仕方等について、啓発用チラシの配布や保護者向け講演会等、今後も引き続き普及活動・啓発活動に努めていきます。</p>
83	<p>発達障害を取り巻く関係団体の定期的な情報交換会の開催が望まれます。</p>	<p>ご意見の趣旨に沿って取り組みます。</p> <p>区では、障害者自立支援ネットワークの相談窓口連絡会（年6回開催）の中で、発達障害についての情報交換を行ってきました。発達障害に特化した関係団体との情報交換会については、今後検討をしていきます。</p> <p>また、子どもの発達支援に関する連絡会として、区の関係部署、区教育委員会、都児童相談センター、子どもの人権専門委員、新宿区医師会、民間の療育施設等で構成する新宿区子ども家庭サポートネットワークが中心となって、ネットワークの強化を図っているところです。</p> <p>今後も、支援の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化し、総合的で継続的な支援ができるよう努めていきます。</p>